

道の駅むなかた にぎわい広場 利用規程

《目的》

第1条 株式会社道の駅むなかた（以下「会社」という。）は、道の駅むなかたの賑わいを創出するとともに、隣接する花き園芸と工芸雑貨のお店「higoro（ひごろ）」との一体となった良質のくつろぎ空間を提供するため、「道の駅むなかた」にぎわい広場（以下「広場」という。）を設置する。

《趣旨》

第2条 この規程は、広場の運営に関し、必要な事項を規定する。

《利用の許可申請等》

第3条 広場を利用しようとする者は、施設利用許可申請書を申込フォームより送信し、許可を受けなければならない。申請期間は、利用日の1か月前から1週間前とする。ただし、道の駅むなかた及び株主団体の主催・共催の場合は、この限りではない。

2、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす恐れのある者
- (2) 風紀を乱し、又は乱す恐れがあると認められる者
- (3) 公益を害し、又は害する恐れがあると明白に認められる者
- (4) その他、管理運営上支障があると認められる者

《行為の制限》

第4条 広場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、道の駅むなかたが必要と判断した場合は、この限りではない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること
- (2) ゴミその他の汚物を捨てること
- (3) 土地の形質を変更すること
- (4) 樹木等の伐採をすること
- (5) 鳥獣魚類を捕獲 又は 殺傷すること
- (6) 貼紙若しくは貼札をし 又は 広告物を掲示すること
- (7) 焚き火をし 又は 火気を持ち込み危険な行為をすること
- (8) 行商・募金その他これらに類する行為をすること
- (9) 業として写真又は映画を撮影すること

《利用の禁止等》

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広場の利用を禁止もしくは制限し、又は取り消すことができる。

- (1) 公衆の利用に危険であると認められるとき。
- (2) 集団的及び常習的に、暴力的な不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 公の行事、会社もしくは広場に関する工事その他これらに類する理由が生じたとき。
- (4) 公序良俗に違反すると認められるとき。
- (5) 前(4)に掲げる場合のほか、広場の適正な管理運営を保つ必要があるとき。

《原状回復》

第6条 許可を受けた者は、その利用が終了したとき又は指定を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、会社の承認を得たときは、この限りではない。

《損害賠償》

第7条 許可を受けた者が、その責めに帰すべき理由により広場もしくはその付属設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

《利用料金・物販手数料及び利用区画》

第8条 広場についての利用料金及び施設内での物販手数料・キャンセル料は、次のとおりとする。

(1) 1区画使用料

A：物販事業の場合・・・ 1,000円/回

B：販売を伴わないイベント または PR事業の場合・・・ 2,000円/回

(2) 手数料

上記A：販売合計金額の10%

上記B：無し

(3) その他

① 100V電源の使用・・・ 使用量に関わらず 1口 500円/日

② 延長コードの貸し料・・・ 500円/リール

(4) キャンセル料

① 雨天の場合、前日までの連絡は0円、当日は100%のキャンセル料が必要

② 自己都合の場合、前日が50%、当日が100%のキャンセル料が必要

《利用料金の返還》

第9条 既に納入した利用料金は、返還しないものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りではない。

《利用料金の減免》

第10条 公益上その他特別な理由があると認められた場合は、利用料金を減免し又は免除することができる。

《利用時間》

第11条 施設の利用時間は、会社の営業日に準じ、原則午前9時から午後4時30分までとする。ただし、会社が認めた場合は、この限りではない。

《委任》

第12条 この規程に関し必要な事項は別に定める。

《施行期日》

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。